



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名	大 石 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 大 久 保 則 夫
コ ー ド 番 号	3 9 4 3 福 証
本 社 所 在 地	北 九 州 市 八 幡 東 区 桃 園 2-7-1
問 合 せ 先	取 締 役 管 理 本 部 長 田 中 英 雄 電 話 093-661-6511

役員退職慰労金制度の廃止および役員報酬額の改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。また、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給をすること、および、役員報酬額の改定を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 70 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

(1) 廃止の理由

報酬の後払的要素が強い役員退職慰労金を廃止し、在任中の処遇に重きをおいた報酬制度とするものであります。

(2) 制度の廃止日

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 70 期定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。

(3) 制度廃止に伴う打ち切り支給について

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、第 70 期定時株主総会終結時に在任する取締役に対し、本制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給することについて、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 70 期定時株主総会に付議いたします。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、各取締役の退任時といたします。

(4) 業績に与える影響

当社は、従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

2. 取締役および監査役の報酬額改定について

取締役および監査役の報酬額は、昭和 56 年 12 月 22 日開催の第 35 期定時株主総会において、取締役につきましては月額 16 百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査役につきましては月額 4 百万円以内とご承認いただき、現在に至っております。34 年を経過し、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしまして、機動的な報酬政策を可能とするため、現行の月額による定めを年額による定めに変更、取締役の報酬額を年額 2 億 12 百万円以内（うち社外取締役 20 百万円）、監査役の報酬額を年額 48 百万円以内と改定する議案を第 70 期定時株主総会に付議いたします。

以 上